

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 5件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループの原子炉建屋低電導度廃液系サンプ冷却器(A)入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、当該弁設置配管の下流側の弁を閉し、漏えいは停止。	GⅢ	
2	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループの原子炉建屋低電導度廃液系サンプ冷却器(B)入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、当該弁設置配管の下流側の弁を閉し、漏えいは停止。	GⅢ	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室冷凍機圧縮機(A-2)の起動回路継電器において、継電器を固定するロックピン上側・下側の2本の内、下側ピンに破損が認められたため、当該ピンを交換。	GⅢ	
4	4号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室給気処理装置(B)(非管理区域)において、当該給気処理装置(B)の排水不良(給気処理装置から結露水の浸みだし)が認められたため、当該排水配管を点検・修理。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	4号機高電導度廃液系受ポンプ(C)において、運転中にポンプ軸封部より漏えい(2秒に1滴、受け皿内)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。 なお、現在当該ポンプは停止中で軸封部漏えいは無し。	GⅢ	